

Title	<論文>有資格会計士の資格要件：会計プロフェッションの発展
Sub Title	Requirements for Qualified Accountants
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	
Publication year	2002
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.45, No.2 (2002. 6) ,p.1-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20020600-00152590

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

有資格会計士の資格要件

—会計プロフェッションの発展—*

友 岡 賛

<要 約>

イギリスの会計士団体がその数において絶頂期を迎えたのは1920年代後半のことであった。種々の団体が存在し、したがってまた、種々の有資格会計士が存在した。そこにはステータスの序列があった。まずは勅許会計士、ついで法人会計士であった。ただしまた、「勅許会計士」の肩書きには比類ない Prestige があった。有資格会計士の資格要件は一様ではなかった。なかには試験制度をもたない団体もあった。また、一部の団体にはいわば金銭的な参入障壁があった。年季奉公の謝金であった。

<キーワード>

アソシエイティッド・アカウンタント、雨後の筍団体、会計士団体、金銭的な参入障壁、コーポレート・アカウンタント、試験、試験の合格率、出身階級、ステータスの序列、勅許会計士、勅許団体、認可会計士、年季奉公、年季奉公の謝金、法人会計士、有資格会計士

「有資格会計士」という呼称について¹⁾

イギリスの会計士は^{クォリファイド・アカウンタント アンクウォリファイド・アカウンタント}有資格会計士と無資格会計士とに大別され、したがってまた、イギリスにおける 'accountant' はわが国にあって一般に用いられる「会計士」、すなわち「公認会計士」の略としての「会計士」よりも広義の呼称である。

ちなみに、公認会計士（公認会計士となる資格を有し、公認会計士名簿への登録を受けた者²⁾）は

* 友岡 [2000], 友岡 [2001, a], 友岡 [2001, b], 友岡 [2001, c], 友岡 [2001, d], 友岡 [2001, e], 友岡 [2002, a], および友岡 [2002, b] を承ける。

1) 友岡 [2001, c] pp.75-76 を併せみよ。

2) 「公認会計士試験を分けて、これを第一次試験、第二次試験及び第三次試験とする」（公認会計士法第5条第1項）。

「第三次試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する」（同第5条第3項）。

「公認会計士……となる資格を有する者が、公認会計士……となるには公認会計士名簿……に、氏ノ

これを「有資格会計士」と称しても差し支えこそないが、一般に公認会計士のみが「会計士」と称されるわが国の場合、この「有資格会計士」という呼称は不要（すなわち、資格の有無をもってする会計士の仕分けは不要）ともいえよう。

また、わが国の場合には公認会計士および（ごく少数の³⁾外国公認会計士（内閣総理大臣による資格の承認を受け、外国公認会計士名簿への登録を受けた者⁴⁾）のみが有資格会計士といえようが、他方、イギリスにあっては実に多様な会計士が‘qualified accountant’と称している。イギリスにおけるこの呼称は会計士団体のメンバーを意味し、しかも、イギリスには実に多様な会計士団体が存在するからである。

I

イギリスの会計士団体がその数において絶頂期を迎えたのは1920年代後半のことであった⁶⁾。種々の団体が存在し、したがってまた、種々の肩書きが存在した。例えば《法人会計士監査人協会》のメンバーには「インコーポレイティッド・アカウンタント法人会計士」、《社団法人会計士社》のメンバーには「コーポレート・アカウンタントコーポレート・アカウンタント」、《会計士ロンドン協会》のメンバーには「サーティファイド・アカウンタント認可会計士」、《会計士中央協会》のメンバーには「アソシエティッド・アカウンタントアソシエティッド・アカウンタント」という銘々専用の肩書きがあった。そうしたなか、独り「チャータード・アカウンタント勅許会計士」のみが《エディンバラ会計士協会》を首めとする諸勅許団体のメンバーたちによって共用されていた⁸⁾。

有資格会計士の資格はこれすなわち会計士団体のメンバーの資格であった。種々の団体が存在し、

「名、生年月日、事務所その他内閣府令をもつて定める事項の登録を受けなければならない」（同第17条）。

3) 2001年5月31日現在、僅か6名（『JICPA ジャーナル』第13巻第7号、2001年7月、p.138）。

4) 「外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、且つ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、且つ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務（公認会計士の業務）を行うことができる」（公認会計士法第16条の2第1項）（（ ）書きは友岡）。

「第一項の登録を受けた者（以下『外国公認会計士』という。）が……」（同第16条の2第3項）。

5) 他方、わが国の場合に「有資格会計士」という呼称が会計士団体のメンバーを意味するかどうか（別言すれば、会計士団体のメンバーであることをもって有資格会計士の資格要件と看做しうるかどうか）は判然としない。なお、公認会計士法は「公認会計士（および外国公認会計士）……は、当然、協会（日本公認会計士協会）の会員となり……」（第46条の2第1項）（（ ）書きおよび圏点は友岡）としている。

6) 友岡 [2001, a] pp.5, 11.

7) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.4, par.3.

Minutes of Evidence, 1930, Appendix O, par.15.

Minutes of Evidence, 1930, Memorandum No.12, par.65.

Minutes of Evidence, 1930, Memorandum No.16, par.5.

8) 「勅許会計士」という肩書きについて友岡 [2001, d] p.4 をみよ。

したがってまた、種々の有資格会計士が存在した。種々の団体のメンバーたちはいずれもプロフェッショナルをもって自ら任じていた。とはいえ、無論、そこにはステイタスの序列があった。まずは勅許会計士、ついで法人会計士であった。ただまた、「勅許会計士」の肩書きには比類ないprestigeがあった。ステイタスは仕事の量に反映され、したがってまた、勅許会計士は市場占有率においても他を擯んでいた。例えば上場会社の監査は勅許会計士がこれを略独占していた。⁹⁾表に示されるように1929年現在、上場会社の監査に占める勅許会計士のみによる監査（勅許会計士ないし勅許会計士のみをもって構成される事務所による監査）の割合は凡そ90%にも上り、他方、法人会計士のみによる監査の割合は凡そ3%にしか過ぎなかった。

II

有資格会計士の資格要件は一様ではなかった。

《エディンバラ会計士協会》、《グラスゴウ会計士保険数理士協会》、および《アバディーン会計士協会》はいずれも5年間（特定の大学の卒業者等の場合は3年間¹⁰⁾）の年季奉公と試験の合格とをもって入会条件としていた。これらスコットランドの3勅許団体は夙に共通試験をおこなっていた。¹¹⁾共通試験は中間試験と最終試験とからなっていた。嘗て年季奉公の志願者を対象としておこなわれていた予備試験（所謂一般教養科目にかんする試験。これに合格することが年季奉公の開始条件とされていた）は1911年に廃止されていた。¹²⁾ただし、スコットランドの大学における卒業予備試験ないしこれと同等の試験に特定の科目について及第すること、これが年季奉公の開始条件とされていた。¹³⁾年季奉公人には大学において特定の科目を履修することが義務づけられていた。¹⁴⁾中間試験は年季奉公中にこれに合格することを要し、また、最終試験は年季奉公中にも受けることのできる第1部と年季奉公の終了後においてのみ受けることのできる第2部とに分けられていた。¹⁵⁾ただし、最終試験はこれを一括して受けることも可能であった。例えば1920年の合格率は中間試験が凡そ66%、最終試験の第1部が凡そ70%、同じく第2部が凡そ68%、最終試験を一括して受けた者については凡そ53%であった。¹⁶⁾

《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》もまた、5年間（ないし3年間）の年季奉公と試験の合格とをもって入会条件としていた。試験は予備試験、中間試験、および最終試験か

9) *Minutes of Evidence*, 1930, Appendix A.

10) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.20, par.20.

11) 友岡 [2001, a] p.6.

12) Institute of Chartered Accountants of Scotland [1954] p.126.

13) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.20, par.22.

14) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.20, par.25.

15) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.20, pars.23-24.

16) Institute of Chartered Accountants of Scotland [1954] p.176.

表 上場会社の監査人 (1929年現在)

	会社数	発行済み株式資本 (£)
勅許会計士ないし勅許会計士のみをもって構成される事務所	4,971	4,228,015,347
勅許会計士および法人会計士をもって構成される事務所	129	61,157,365
勅許会計士およびコーポレート・アカウンタントをもって構成される事務所	3	700,508
勅許会計士および認可会計士をもって構成される事務所	8	1,487,115
勅許会計士およびアソシエイティッド・アカウンタントをもって構成される事務所	1	750,000
勅許会計士および資格不明者をもって構成される事務所	19	11,614,875
勅許会計士, 法人会計士, およびアソシエイティッド・アカウンタントをもって構成される事務所	1	280,000
勅許会計士および法人会計士 ^{a)}	28	18,790,048
勅許会計士および認可会計士 ^{a)}	7	26,639,298
勅許会計士およびアソシエイティッド・アカウンタント ^{a)}	3	2,453,961
勅許会計士ならびに勅許会計士および法人会計士をもって構成される事務所 ^{a)}	8	6,783,081
勅許会計士ならびに法人会計士および資格不明者をもって構成される事務所 ^{a)}	2	760,964
勅許会計士ならびにコーポレート・アカウンタントおよび資格不明者をもって構成される事務所 ^{a)}	1	138,235
勅許会計士および株主ないし資格不明者 ^{a)}	67	166,350,288
法人会計士	160	41,134,706
法人会計士および認可会計士 ^{a)}	1	3,657,200
法人会計士および株主ないし資格不明者 ^{a)}	12	3,691,305
コーポレート・アカウンタント	3	602,500
コーポレート・アカウンタントおよび株主ないし資格不明者 ^{a)}	2	577,155
認可会計士	9	820,449
アソシエイティッド・アカウンタント	3	2,864,921
アソシエイティッド・アカウンタントおよび株主ないし資格不明者 ^{a)}	1	146,205
株主ないし資格不明者	79	37,669,223
計	5,518	4,617,084,749

a) 共同監査。

らなっていた¹⁷⁾。ただし、イギリスの大学の卒業生およびイギリス帝国内の特定の大学の卒業生等は予備試験を免除されていた。中間試験は年季奉公期間の後半にこれを受けるものとされ、また、最終試験は中間試験の合格から2年（年季奉公期間を3年間に短縮された者については1年）を経過したのちにおいてのみこれを受けることができた¹⁸⁾。例えば1920年から1929年までの合格率は予備試験が凡そ56%、中間試験が凡そ60%、最終試験が凡そ55%であった¹⁹⁾。

《法人会計士監査人協会》にはふた通りの入会条件があった。ひとつは5年間（ないし3年間）の年季奉公および試験の合格、いまひとつは9年間の実務従事および試験の合格であった²⁰⁾。すなわち、年季奉公は実務従事をもってこれに代えることができた。ただし、この場合の実務は公共会計士（原則として法人会計士ないし勅許会計士）の事務員の仕事および政府機関の会計士の仕事などに限定されていた²¹⁾。試験は予備試験（特定の者はこれを免除されていた）、中間試験、および最終試験からなっていた。予備試験は年季奉公の開始前にこれに合格することを要し（ただし、実務従事をもって年季奉公に代える者の場合は中間試験を受ける前にこれに合格していればよかった）、中間試験は年季奉公期間が2年を経過したのち（ないし実務従事期間が6年を経過したのち）においてのみこれを受けることができた。また、最終試験は年季奉公の最後の年（ないし実務従事期間が9年を経過したのち）にこれを受けるものとされていた²²⁾。例えば1920年から1929年までの合格率は予備試験が凡そ62%、中間試験が凡そ58%、最終試験が凡そ56%であった²³⁾。

《社団法人会計士社》は5年間の会計実務従事、試験の合格、および入社申請時に公共会計士業等に従事していることなどをもって入社条件としていた²⁴⁾。試験は予備試験、中間試験、および最終試験からなっていた。ただし、試験の合格が必須の条件とされたのは1928年1月1日のことであった。1927年以前には評議員会によって適当と認められることをもって試験の合格に代えること（試験を免除されること）ができた²⁵⁾。試験に合格した者とこれを免除された者とは頷頷していた。例えば1930年2月28日現在のメンバー（1,927名）に占める試験合格者の割合は凡そ51%にしか過ぎなかった²⁶⁾。入社条件はかなり柔軟であった。評議員会は入社希望者に年季奉公を要求することができ、とされていた。また、評議員会は予備試験の合格をもって年季奉公の開始条件とすることができ

17) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.3, par.2.

18) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.3, par.7.

19) *Minutes of Evidence*, 1930, Appendix D.

20) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.4, par.6.

21) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.4, par.7.

Minutes of Evidence, 1930, Appendix F, s.V.

22) *Minutes of Evidence*, 1930, Appendix F, ss.IV-V.

23) *Minutes of Evidence*, 1930, Appendix E, par.3.

24) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.14, par.21.

25) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.14, par.22.

26) *Minutes of Evidence*, 1930, Appendix M.

• • きる、とされていた。²⁷⁾例えば1929年の試験の合格率は中間試験が凡そ42%、最終試験が凡そ54%であった。²⁸⁾予備試験についてはデータがない。蓋し、おこなわれていなかった。

《会計士ロンドン協会》は5年間の会計実務従事と試験の合格とをもって入会条件としていた。²⁹⁾会計実務従事は年季奉公であることを要しなかつた。³⁰⁾試験は予備試験、中間試験、および最終試験からなっていた。特定の大学の卒業者等は予備試験を免除されていたが、中間試験についてもこれを免除される場合があった。例えば26歳超にして会計士事務所に10年以上、勤めている者はこれを免除されていた。最終試験は中間試験の合格から1年を経過したのちにおいてのみこれを受けることができた。³¹⁾

蓋し、《会計士ロンドン協会》は試験の難しさをもってアピールしていた。無論、その目的は《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》および《法人会計士監査人協会》と伍することであった。《会計士ロンドン協会》は試験時間の長さおよび合格率の低さにおいてこの2協会に勝っていた。³²⁾《会計士ロンドン協会》はこの事実を示す比較表を自ら作成、公表していた。³²⁾例えば1929年の合格率（予備試験、中間試験、および最終試験の平均合格率）は《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》が凡そ55%、《法人会計士監査人協会》が凡そ50%、《会計士ロンドン協会》が凡そ43%であった。³³⁾ただし、合格率の低さはこれすなわち合格者の能力の高さというわけではなかつた。蓋し、この3協会の間には入会希望者（受験者）の能力において違いがあった。

ちなみにまた、入会希望者の違いは出身階級にもあった。《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》（およびスコットランドの2勅許団体）は年季奉公の謝金を支払う余裕のない者を締め出していた。経済力のない者はいわば門前払いであった（このことについてはのちに縷述される）。他方、《会計士ロンドン協会》は年季奉公をもって入会条件としないことの理由が謝金を支払う余裕のない者の存在にあること、これを明言していた。³⁴⁾

《会計士中央協会》は3年間の会計実務従事と中間試験の合格とをもって入会条件としていた。この条件による入会者には「開業有資格者」という肩書きが与えられた。「開業有資格者」の上には「フェロウ」という肩書きがあった。フェロウにはふた通りの資格要件があった。ひとつは最終試験の合格、「開業有資格者」の肩書きを得てから5年を経過していること、および公共会計士業に5年以上、従事していることであった。いまひとつは勅許団体（4勅許団体のいずれか）におけ

27) *Minutes of Evidence*, 1930, Appendix O, par.21.

28) *Minutes of Evidence*, 1930, Appendix N.

29) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.12, par.71.

30) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.12, par.82.

31) *Minutes of Evidence*, 1930, Appendix L.

32) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.12, pars.80-81.

33) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.12, par.81.

34) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.12, par.82.

る最終試験の合格および公共会計士業にかんして十分な経験を有することなどであった。³⁵⁾ただし、
 以上は1929年3月づけの新定款によつていた。旧定款は試験の合格をもって必須の入会条件とはし
 ていなかった。開業有資格者は8年間の会計実務従事をもってこれになることができ、また、フェ
 ロウは公共会計士業に10年以上、従事していることをもってこれになることができた。³⁶⁾例えば1930
 年3月以前の15年間における試験の合格率は中間試験が恰度66%、最終試験が凡そ70%であった。³⁷⁾
³⁸⁾予備試験もあるにはあったが、おこなわれていたかどうかは定かでない。なお、年季奉公は不要で
 あった。会計プロフェッションはあらゆる階級の人々に門戸を開くべきである。これがこの団体の
³⁹⁾主張であった。

III

会計士団体はまだあった。なかには試験制度をもたない団体もあった。

《認可公共会計士協会》は会計実務にかんして十分な経験を有すること、これのみをもって入会
 条件としていた。⁴⁰⁾しかも、入会に必要な会計実務従事の長さは曖昧にされていた。⁴¹⁾

《プロフェッショナル会計士連合》は簿記および会計の理論および実務に通じていることをもつ
 てメンバーの資格要件としていた。⁴²⁾ただし、このことを確認する試験はなかった。⁴³⁾これらに通じて
 いることの認定は公共会計士業に5年程度、従事していることおよびこの仕事をもって生計を立て
 ていることなどによつていた。⁴⁴⁾この団体はいずれの団体にも属さない会計士の保護をもつて設立の
⁴⁵⁾主目的としていた。保護すべき対象はこの団体のメンバー（この団体にしか属さない会計士）許り
 ではなかった。したがって、メンバーの資格要件は明確であることを要しない。これが試験制度を
⁴⁶⁾もたないことについての説明であった。

《監査人協会》にはふた通りの入会申し込み条件（入会条件に非ず）があった。ひとつは5年間
 の会計実務従事、いまひとつは特定の会計士団体に5年以上、属していることであった。試験制度

35) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.16, par.5.

36) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.16, par.7.

37) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.16, par.12.

38) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.16, par.11.

39) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.16, par.13.

40) *Minutes of Evidence*, 1930, reply to q.1158.

41) *Minutes of Evidence*, 1930, q.1160 and reply to q.1160.

42) *Minutes of Evidence*, 1930, q.654.

43) *Minutes of Evidence*, 1930, reply to q.661.

44) *Minutes of Evidence*, 1930, q.655 and reply to q.655.

45) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.10, par.1.

Minutes of Evidence, 1930, reply to q.662.

46) *Minutes of Evidence*, 1930, reply to q.661.

はなかったが、入会許可率は10%程度にしか過ぎなかった。1930年4月末までに入会を申し込んだ者は凡そ2,000名、そのうちの凡そ200名のみが入会を認められていた。⁴⁷⁾

IV

諸団体のステイタスはこれをよつつの階級をもって捉えることができた。第1階級に位置したのは無論、《エディンバラ会計士協会》を首めとする4勅許団体、第2階級に位置したのは《法人会計士監査人協会》であった。

第3階級の諸団体はこれら5団体（よりステイタスの高い団体）との無差別化をもって目指して⁴⁸⁾いた。そのためには入会（ないし入社）条件においてこれら5団体に倣う必要があった。第3階級にあって試験制度をもたなかったのは独り《認可公共会計士協会》のみであった。《会計士ロンドン協会》は試験の難しさをもってアピールしていた。

第3階級の諸団体は自身が勅許団体よりも下に位置していること、これを自認していた。例えば《会計士中央協会》は勅許団体における最終試験の合格、これをもって自身の入会条件として認めていた。ただし、付度してみれば、そこには積極的な狙いがあった。アソシエイティッド・アカウントの地位を勅許会計士のそれに近づける。蓋し、これが狙いであった。

ただしまた、条件に緩みをもたせること、これも必要であった。数は力であった。勢力を増すためには入り易さが必要であった。年季奉公は要求されず、また、（予備試験許りか）中間試験についてもこれを免除される場合があった。

そうしたなか、独り《社団法人会計士社》のみは、評議員会は入社希望者に年季奉公を要求することができる、としていた。この団体は第3階級にあっては最古参であった。いわく。「決して雨後の筍団体ではありません」。⁵⁰⁾1891年に設立された《社団法人会計士社》は3番目に古い団体であることをもってアピールしていた。⁵¹⁾随分と手前勝手な数え方であった。蓋し、スコットランドの3勅許団体をひと纏めにして1番目、《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》を2番目、1908年に《会計士監査人協会》（1885年設立）から改称された《法人会計士監査人協会》を4番目とする。その場合の3番目であった。

なお、《プロフェッショナル会計士連合》および《監査人協会》などといった第4階級の諸団体⁵²⁾、これらはどうみても雨後の筍団体であった。

47) *Minutes of Evidence*, 1930, reply to q.1536.

48) 友岡 [2001, a] p.8.

49) 友岡 [2001, a] p.3 をみよ。

50) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.14, par.17.

51) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.14, par.2.

52) 友岡 [2001, a] p.10.

V

一部の団体にはいわば金銭的な参入障壁があった。無論、年季奉公の謝金であった。

叙上のように年季奉公をもって必須としていたのは勅許会計士の団体であった。《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》はスコットランドの勅許団体をもって範とし、また、スコットランドの勅許団体は司法プロフェッションの羣⁵³⁾に倣っていた。ただし、謝金については各団体各様であった。

スコットランドの勅許団体は夙に年季奉公について規定していた。

まずは《エディンバラ会計士協会》であった。年季奉公にかんする規定が設けられたのは勅許状の取得後、間もなくのことであった。期間は原則として5年、また、謝金は一律100ギニー（105ポンド）とされた⁵⁴⁾。ちなみに、この規定が設けられる前の謝金は区々であった。只の場合もあれば150ポンドを超える場合もあった⁵⁵⁾。100ギニーは纏まった金であった。労働者階級の出身者にとっては容易ならぬ大金であった。したがって、年季奉公人はその大半が中産階級以上の出身者によって占められていた。ただし、謝金は年季奉公中に賃金の形をもって返却されることがあった。賃金は雇い主によって区々であった。5年間の賃金が謝金よりも遙かに多いこともあった⁵⁶⁾。とはいえ、いずれにしても、100ギニーをもって容易ならぬ大金とする人々（これを一時に支払う余裕のない人々）⁵⁷⁾は締め出されていた。

後続の2団体もまた、ごく早い時期から年季奉公にかんする規定を有していた⁵⁸⁾。ただし、グラスゴウには年季奉公について謝金を支払うという慣わしがなく⁵⁹⁾、したがって、《グラスゴウ会計士保険数理士協会》の規定がこれに言及することはなかった⁶⁰⁾し、他方また、《アバディーン会計士協会》にあっては謝金は初め一律40ギニー（42ポンド）とされ⁶¹⁾、のちに一律50ギニー（52ポンド10シリング）とされた⁶²⁾。

《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》は雇い主をして謝金の額を決めさせてい

53) Stacey [1954] p.24.

54) Institute of Chartered Accountants of Scotland [1954] pp.111-112.

55) Stewart [1977] p.25.

56) Stewart [1977] p.31.

Walker [1988] p.132.

57) Walker [1988] p.133.

58) Institute of Chartered Accountants of Scotland [1954] p.112.

59) Institute of Chartered Accountants of Scotland [1954] p.112.
Minutes of Evidence, 1930, q.502.

60) Institute of Chartered Accountants of Scotland [1954] p.112.

61) Institute of Chartered Accountants of Scotland [1954] p.112.

62) *Minutes of Evidence*, 1930, reply to q.607.

た。ただし、概して高額であった。大手事務所の場合、19世紀の末葉には200ギニー（210ポンド）ないし300ギニー（315ポンド）程度とされ⁶³⁾、また、1920年代には250ギニー（262ポンド10シリング）ないし500ギニー（525ポンド）程度とされていた（ちなみに、《エディンバラ会計士協会》にあっては1930年現在、やはり一律100ギニーとされていた⁶⁴⁾）。高額⁶⁵⁾の謝金は勢い年季奉公人の出身階級を局限していた。例えば〈Price, Waterhouse & Co.〉にあっては500ギニーの謝金が要求されていた。しかも、年季奉公中は只働きであった。この事務所の年季奉公人は上層中産階級⁶⁶⁾の出身者に限られていた⁶⁷⁾。

蓋し、こうした状況は第2次世界大戦期まで続いていた。例えば〈Cooper Brothers & Co.〉が謝金の要求を止めたのは戦後になってからのこと⁶⁸⁾であったし、〈Deloitte, Plender, Griffiths & Co.〉がこの慣わしを廃したのは1945年のこと⁶⁹⁾であった。なお、この2事務所はいずれも500ギニーの謝金を要求していた⁷⁰⁾。また、〈Price Waterhouse & Co.〉が漸う謝金制度の廃止および賃金（年100ポンド）の支給に踏み切ったのは1952年1月のこと⁷¹⁾であった。

VI

ただし、第1階級の諸団体による年季奉公の要求、これ自体は不易であった。勅許会計士の質は年季奉公をもってこそ保たれる。蓋し、これに異存はなかった。

《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》がW. E. Parkerをもって委員長とする委員会（通称Parker委員会）を設置したのは1958年のこと⁷²⁾であった。教育および訓練にかんする委員会であった。年季奉公と試験の合格とをもって入会条件とする従来の方針はこれを改めるべきではない。これが委員たちの総意⁷³⁾であった。

63) Walker [1988] p.133.

64) *Minutes of Evidence*, 1930, reply to q.19.

65) *Minutes of Evidence*, 1930, Memorandum No.20, par.36.
Minutes of Evidence, 1930, q.1244.

66) Jones [1995] p.167.

67) Jones [1995] p.227.

68) Cooper Brothers & Co. [1954] p.27.

69) Kettle [1958] p.34.

70) Cooper Brothers & Co. [1954] p.27.
Kettle [1958] p.34.

71) Jones [1995] p.227.

72) *Accountant*, Vol.144, No.4507, 6 May 1961, p.545.

73) この委員会については別稿が予定されている。

文 献

Accountant, The.

Cooper Brothers & Co. [1954], *A History of Cooper Brothers & Co. 1854 to 1954.*

Institute of Chartered Accountants of Scotland, The [1954], *A History of the Chartered Accountants of Scotland: From the Earliest Times to 1954.*

『JICPA ジャーナル』。

Jones, E. [1995], *True and Fair: A History of Price Waterhouse.*

Kettle, R. [1958], *Deloitte & Co. 1845-1956.*

Registration of Accountants: Departmental Committee Appointed by the Board of Trade, Minutes of Evidence, 1930 (‘*Minutes of Evidence, 1930*’ と略記) (なお, 友岡 [2001, b] において用いられた *Registration of Accountants: Report of the Departmental Committee Appointed by the Board of Trade, 1930* (BPP, 1929-30, viii, 1) にはこれが添附されていない)。

Stacey, N. A. H. [1954], *English Accountancy 1800-1954: A Study in Social and Economic History.*

Stewart, J. C. [1977], Early C. A. Apprentices: Notes on the First Hundred Indentures of Apprenticeship Recorded in the Register of Apprentices of the Society of Accountants in Edinburgh (1854-1863), *Accounting History*, Vol.2, No.1.

友岡賛 [2000], 「公共会計士の経営コンサルティング業務——会計プロフェッションの発展——」『三田商学研究』第43巻第5号。

友岡賛 [2001, a], 「会計士団体の濫立——会計プロフェッションの発展——」『三田商学研究』第44巻第1号。

友岡賛 [2001, b], 「会計士登録制度を繞る論議——会計プロフェッションの発展——」『三田商学研究』第44巻第2号。

友岡賛 [2001, c], 「公共会計士の破産関係業務——会計プロフェッションの発展——」『三田商学研究』第44巻第3号。

友岡賛 [2001, d], 「巨大会計士事務所の生成——会計プロフェッションの発展——」『三田商学研究』第44巻第4号。

友岡賛 [2001, e], 「公共会計士の税務業務——会計プロフェッションの発展——」『三田商学研究』第44巻第5号。

友岡賛 [2002, a], 「公共会計士の監査業務——会計プロフェッションの発展——」『三田商学研究』第44巻第6号。

友岡賛 [2002, b], 「会計士と会計規制と——会計プロフェッションの発展——」『三田商学研究』第45巻第1号。

Walker, S. P. [1988], *The Society of Accountants in Edinburgh 1854-1914: A Study of Recruitment to a New Profession.*

2001年7月30日成稿